（四）　かつおどり目		
う科	カワウ（ファラクロコラクス・カルボ）	
（五）　ぺりかん目		
さぎ科	ゴイサギ（ニュクティコラクス・ニュクティコラクス）	
（六）　つる目		
くいな科	バン（ガルリヌラ・クロロプス）	
（七）　ちどり目		
しぎ科	ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）	
	タシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）	
（八）　すずめ目		
からす科	ミヤマガラス（コルヴス・フルギレグス）	
	ハシボソガラス（コルヴス・コロネ）	
	ハシブトガラス（コルヴス・マクロリュンコス）	
ひよどり科	ヒヨドリ（ヒプスィペテス・アマウロティス）	
むくどり科	ムクドリ（スポディオプサル・キネラケウス）	
すずめ科	ニュウナイスズメ（パセル・ルティランス）	
	スズメ（パセル・モンタヌス）	
二　哺乳綱		
（一）　ねずみ目		
いぬ科	タヌキ（ニュクテレウテス・プロキオニテス）	
	キツネ（ヴルペス・ヴルペス）	
	ノイヌ（カニス・ファミリアリス）	
ねこ科	ノネコ（フェリス・カトゥス）	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。）	
	イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。）	
	チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）（オスに限る。）	
	ミンク（ムステラ・ヴィソン）	
	アナグマ（メレス・メレス）	
あらいぐま科	アライグマ（プロキオン・ロトル）	
くま科	ヒグマ（ウルスス・アルクトス）	
	ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）	
じゃこうねこ科	ハクビシン（パグマ・ラルヴァタ）	

（二）　うし目	
いのしし科	イノシシ（スス・スクロファ）
しか科	ニホンジカ（ケルヴス・ニポン）
（三）　ねずみ目	
りす科	タイワンリス（カルロスキウルス・エリュトゥラエウス）
	シマリス（タミアス・スィビリクス）
ヌートリア科	ヌートリア（ミオカストル・コイプス）
（四）　うさぎ目	
うさぎ科	ユキウサギ（レプス・ティミドゥス）
	ノウサギ（レプス・ブラキュウルス）

備考

種名の後の括弧内に記載するただし書き以外の呼称は学名である。

第一条中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第十六の改正規定を次のように改める。

様式第十六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に「効力停止」を「効力停止」に「記載すること。」を「記載すること。」に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令摘要」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令摘要」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第16の2（第65条第2項第5号関係）

第　　号

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業において捕獲等に従事する者であることを証明する。

住所：
氏名：

年　　月　　日　　発行

認定鳥獣捕獲等事業者名
代表者氏名　　印

認定をした都道府県知事名
認定証の交付年月日
認定証の番号

（注）　この証明書は、本証明書が発行された日から3か月以内に限り有効とする。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。